

いじめの重大事態の調査報告書の分析に係る方針について（案）
（下線部は第3回いじめ防止対策協議会後の変更箇所）

平成31年3月

1 分析の目的

- 児童生徒課から発出した通知（※）において、「いじめの重大事態の調査結果の分析は、再発防止に極めて有効であり、個人情報等に配慮しながら可能な限り当該学校を越えて広く共有し、各々のいじめ防止基本方針の改善等に積極的に活用することが重要」とされている。
- 重大事態の調査報告書の分析の目的としては、①同種の事案の再発防止、②重大事態の調査に係る事務の適正な実施が考えられるが、目的①の観点からは、各事案の詳細な分析（個別事案分析）が参考になると考えられ、目的②の観点からは、重大事態の調査の経過や手続等に係る情報を整理すること（事案情報整理）が参考になると考えられる。
- 重大事態の調査結果の分析は、まずは再発防止を目的として行われるべきと考えられることから、個別事案分析を主に実施していくこととする。

（※）以下の通知に記載されている。

- ・「平成27年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」結果（速報値）について（通知）」（平成28年12月1日付け児童生徒課長通知）
- ・「平成28年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」結果（速報値）について（通知）」（平成29年11月30日付け児童生徒課長通知）
- ・「平成29年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について（通知）」（平成30年12月14日付け児童生徒課長通知）

2 個別事案分析の進め方

（1）個別事案分析のイメージ

- 分析結果のイメージについては資料2を参照（現段階のイメージであり、今後、内容の変更があり得る）。
- 分析に当たっては、事案の再発防止に資する観点から、可能な限り事案の具体的な内容・状況が理解できるような内容とするよう努めるとともに、特に自死事案については、被害児童生徒による希死念慮のほのめかしの状況についても記述する。また、調査報告書から読み取り可能な範囲で、学校における平時のいじめ対策についても記述する。
- 分析に当たっては、必要に応じて、当該地方公共団体等を通じて分析結果の取扱いについて確認を行う。

(2) 個別事案分析の今後の進め方

- 各教育委員会等が公表している調査報告書を対象として、数件程度分析を進める。分析結果については各教育委員会等に周知するほか、生徒指導担当者向けの会議等においても周知を行う。なお、再調査の調査報告書も分析の対象とする。
- 分析及びその結果の周知については、平成31年度の可能な限り早期に行うこととする。
- 上記とりまとめ以降は、原則として公表された報告書の中から、周知することが望ましいと考えられる事案について分析を行い、その結果を定期的に周知することとする。なお、対外的に公表されていない報告書を用いることも考えられるが、その場合は、当該地方公共団体等を通じて分析結果の取扱いについて確認を行うこととする。
- 学校や学校設置者による平時の取組や事案への対処に資するよう、可能な限り多様な事案を分析するよう努める。具体的には、生命心身財産重大事態（1号重大事態）と不登校重大事態（2号重大事態）の別、1号重大事態のうち自死事案と非自死事案の別、事案が発生した学校種、いじめの態様などに留意して事案を選定することとする。

(3) 個別事案分析の更なる分析

- 個別事案分析の事例が一定数蓄積された時点で、各事案に共通する課題や教訓等を抽出するため、個別事案分析の更なる分析を行う。
- 更なる分析の実施方針については、個別事案分析の蓄積状況等を踏まえ、適切な時期にいじめ防止対策協議会において改めて議論を行う。

3 事案情報整理の進め方

(1) 事案情報整理のイメージ

- 整理表のイメージについては資料3を参照（現段階のイメージであり、今後、内容の変更があり得る）。
- 事案情報整理については、原則として重大事態の調査報告書の記述から読み取り可能な範囲で実施することとするが、必要に応じて、当該地方公共団体のホームページの掲載情報等も活用することとする。
- 整理に当たっては、事案の特定につながるものがないよう配慮する。

(2) 事案情報整理の今後の進め方

- 各教育委員会等が公表している調査報告書を対象として整理を行い、各教育委員会等への周知を行う。

- 整理及びその結果の周知については、平成 31 年度の可能な限り早期に行うこととする。
- 上記とりまとめ以降は、現在、法改正の検討が進められており、重大事態への対応の在り方にも変更が加えられる可能性があることに鑑み、法改正の動向を踏まえた上で、適切な時期に実施することとする。

4 実施体制

- 個別事案分析及び事案情報整理については、柔軟かつ機動的な実施を可能とするため、文部科学省において行う。
- 個別事案分析の更なる分析については、よりきめ細かな分析が必要となることから、専門家の知見を活用することも含め、実施体制に係る検討を別途行う。